

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成26年2月26日(水)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

坂本俊治, 鈴木壽美子, 田中 実, 萩原綾子, 村松昭彦, 山内真一, 山本雅昭(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 天日崇博(検察官), 長谷川憲一, 生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

宮城英夫(事務局長), 古賀正弘(首席家庭裁判所調査官), 小磯 治(首席書記官), 結城正彦(次席家庭裁判所調査官), 田村泰志(次席家庭裁判所調査官), 杉原徳美(次席書記官), 保科博史(主任書記官), 橋本成一郎(主任書記官)

(庶務)

櫻井博三(総務課長), 太田広幸(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 再任委員1名の委員から自己紹介がされた。

(2) 事務局から, 今回の委員会テーマである「成年後見制度」について, 広報用ビデオ「成年後見制度－利用の仕方と後見人の仕事－」と「成年後見において使用する信託－ご本人の財産の適正管理・利用のために－」の上映, 制度に関する説明, 事件動向及び後見監督の実情と課題について説明がされた。

(5) 各委員から次のような質問, 意見が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇事務担当者発言)

○ 今後の利用増加を考慮するとマーケット的に無視できないと思われるため伺いたいが, 後見人に対して支給される報酬はどの程度であるか。

- ◇ 一部の裁判所において公表されている基準では、月2万円前後である。静岡家庭裁判所においては基準を公表していない。報酬額は各々事案の事情を考慮し裁判官が決定している。
- その基準は専門職も含めたものか。
- ◇ 公表されている基準は専門職も含めたものである。当庁は個々の事件ごとに裁判官が決定しているが、報告書の提出等のルーティンの業務以外に、遺産分割協議を行うなど特別の業務を行っている場合は、それを加味して報酬額が決定されたものもある。
- 後見制度支援信託の利用件数はどれくらいか。
- ◇ 昨年7月現在で静岡家庭裁判所管内では16件で、うち支援信託の契約成立件数は4件である。最近は利用件数が伸びている状況となっている。
- 後見制度支援信託利用の検討となる金額ベースはどの程度であるか。
- ◇ 従前は3,000万円が目安であったが、現在は1,000万円程度で検討をしようとしている。
- 認知症になる前などに後見人となる人を予め決めることができるのか。
- ◇ 任意後見制度がそれにあたる。手続については資料のとおりである。
- 先程説明があった184件の不正事案となった発覚の端緒は、どのような場合なのか。
- ◇ 裁判所における後見監督において発覚したものや親族等からの通報から発覚したものがある。
- 後見人に不正があった場合、全て告発することになるのか。
- ◇ 後見監督において不正が発見された場合、当庁の告発検討委員会において、その内容、事案等を検討している。告発すべき事案かは、その内容によるところとなる。親族が後見人の場合には、やむを得ない事情がある事案もあり、金額や行為態様によっては告発しないこともある。専門職後見人の場合には職務として行っているものであり、殆ど告発することになると思われる。
- 成年後見の申立件数で、後見開始の申立てと比べ、保佐開始・補助開始の申立てが

少ない事情は何か。

- ◇ 事務担当者の感覚であるが、後見開始の場合、金融機関においてお金の出し入れができないケースや施設入所契約ができないことをきっかけに申立てがなされるが、保佐や補助の場合、本人にある程度能力があるので、金融機関等から申立てを迫られることが少ないのではないかと。
- 補助開始の場合や保佐・補助の事案で代理権を付与する場合には、本人の同意が必要となるため、非常に利用しにくいという面があるのではないかと。
- 遺産分割調停の経験から、本人の財産管理について嫁や娘が事実上行っているケースが多いが、嫁には相続権がない。もっと本人の財産管理にあたっては男性の親族にしっかりしてもらいたい。後見人は非常に大変な業務であり、ボランティアの要素が多い。まだまだこの制度については認知されてなく、親族が事実上財産を管理しているケースが多いため、もっと成年後見制度をPRしていく必要がある。後見人は責任もありビジネスとするには難しいと思う。報酬をもっと上げることはできないだろうか。
- この制度をPRするには、まず裁判所が主体的に動かないといけない。その結果、市民の関心が深まることになり、マスコミも反応するようになる。最初からマスコミにお願いするというものではないのではないかと。
- 家庭裁判所が考える成年後見制度の課題とは何か。
- ◇ 成年後見事件は、本人が死亡するか本人の判断能力が回復するまで管理を継続するため、後見監督事件の増加が見込まれる。この事件の増加に対応できるようにするために事務処理の効率化が課題となっている。また、後見人による不正を防止するため、より厳格な後見監督を行うとともに、支援信託制度の活用と後見人の育成・教育も課題である。
- 成年後見事件が増加傾向であり、裁判所ではまかなえなくなるのではないかと。
- ◇ 成年後見制度が始まった時、家庭裁判所が監督することを前提に制度が作られており、裁判所内で処理しなくてはならないので、様々な工夫をしているところである。

- なぜ家庭裁判所が後見事件を処理することになったのか理解ができない。裁判所はオーバーワークにあり、国としても裁判所にお金や人をつけるようにしないと制度が機能しなくなるのではないか。
- ◇ 後見監督事件の審査では、後見人が提出した書類を精査するため非常に時間を費やしており、非常に大変なところである。効率良く審査を行うよう努めねばならないが、問題を見逃さないようにしなければならない。
- 後見人の不正が発覚した場合、職権で別の後見人を選任することができるのか。
- ◇ 後見人の選任は裁判所が職権で行うことも可能であり、後見人に不正が見受けられる場合には弁護士や司法書士などの第三者を後見人として追加選任し、調査を行うこともある。
- 不正事案はかなりの数があるか。
- ◇ 割合としては低いですが、それなりの件数はある。
- マーケティング的な視点の意見では、社会保障を一定、一律にみるのは無理である。財産のある人は任意後見制度を活用すべきと周知することが必要で、この制度をビジネスベースにのせていくことがよいのではないか。介護制度のヘルパー資格の制度のように、公的に後見人の資格付与制度を作ればよいのではないか。民間ベースにのせるには、国として人材育成を図ることが重要と思う。
- 静岡市作成のパンフレットでは制度の利用を促している。本人の判断能力を一番理解しているのはケアマネージャーであり、ケアマネージャーにこの制度を熟知してもらい、親族にこの制度を知らせていくことが一番よいのではないだろうか。また、民生委員にも熟知してもらうこともいいのではないか。また、後見人になった場合にこの制度の正しい利用を周知していただくことも大切なことではないか。
- 未成年後見人選任事件について1件関与した経験がある。親権者がなく未成年後見人選任の申請をしたが、一般的に選任までどの程度期間がかかるのか。
- ◇ 事案によるが、候補者がおり親族間に意見の対立がなければ、調査命令が出て、家庭裁判所調査官の調査が入ってから1月程度で調査報告書の提出がある。その後1週

間程度で選任の審判が出る。親族間の対立があったり、候補者がいない事案はもう少し時間を要する。また、成年後見事件の場合は、鑑定を要しないケースであれば、1か月弱で審判がなされることが多い。

- 報酬付与の申立てについて親族の申立てはあるか。
- ◇ 申立てはあるが、それ程多くはない。
- 申立手続費用、鑑定の場合は高額になるが、申立人の負担なのか。
- ◇ 申立人の負担が原則であるが、申立書にある費用上申の記載箇所に記入がある場合は、本人の負担となる場合が多い。

5 次回テーマ及び期日

次回テーマは「少年事件における社会資源の活用」とし、次回期日については、7月開催とし事務局において改めて調整の上で決定することとなった。